

車室内後写鏡の衝撃緩和試験

1. 総則

車室内後写鏡の衝撃緩和試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 測定及び観察項目

この試験で測定及び観察する項目は、それぞれ次のとおりとする。

2.1 静的試験（a、b 共通）

- (1) 負荷した荷重の最大値
- (2) 後写鏡が脱落、破壊もしくはつぶれた場合には後写鏡支持部の破壊状況

2.2 動的試験

- (1) 後写鏡衝撃後の振り子の振れ角及び振れ方向
- (2) 後写鏡が脱落、破壊もしくはつぶれた場合には後写鏡支持部の破壊状況

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

- 3.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 3.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 3.3 試験前後の後写鏡及びその支持部の比較写真を添付すること。

付表

車室内後写鏡の衝撃緩和の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

◎試験自動車

車名・型式(類別) 車台番号

後写鏡の衝撃緩和方式

1. 試験方法 (静的試験 (a)、静的試験 (b)、動的試験)

2. 試験成績

(1) 静的試験

(後写鏡のシーティングレファレンスポイントからの取付高さ mm)

荷重の負荷方向	最大荷重 (N)	試験後の支持部の状況	備考
(1) 右			
(2) 左			
上			
(3) 下			

(2) 動的試験

衝撃後の振り子の最大振れ角	試験後の支持部の状況

(注) 試験後の支持部の状況については、写真をもって代用することができる。

備考
